

法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成20年8月22日（金）9:00～10:40
2. 場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 法曹人口問題に関する緊急提言について
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、中条委員、鈴木参考人、山下参考人
【日本弁護士連合会】副会長 庭山正一郎 氏
副会長 木村良二
副会長 村山 晃 氏
副会長 山本剛嗣 氏
ADRセンター委員長 渡部 晃 氏、
司法改革調査室囑託 出井直樹 氏
事務次長 伊東 卓 氏
事務次長 谷 真人 氏

○福井主査 おはようございます。それでは、法務・資格TFを始めさせていただきます。

本日は、日弁連が公表された「法曹人口問題に関する緊急提言」、ADRで認証取得に関する御対応等についてお話を伺えればと存じます。

まず最初に、お願いしております御質問事項につきまして、15分程度でお話をいただきました後、質疑とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○村山副会長 副会長の村山と申します。

法曹人口問題につきましては、私の方からお話をさせていただき、ADRの問題につきましては、木村副会長の方から話をさせていただきます。

資料を準備させていただきました。御案内のように7月18日に日弁連の理事会で、この法曹人口問題に関する緊急提言を採択いたしました。今日はその説明をということでございますので、ごく概略をかいつまんで御説明申し上げたいと思います。

少し誤解を受けているというか、そういうふうな受けとめ方をされているというふうに思われますが、私どもは司法改革を強力に進めていく立場である。何としても司法改革を前進をさせたいという気持ちでこの問題に取り組んでいるということをもまず御理解をいただきたいということが第一でございます。

この間の急激な増員に伴ってひずみが生まれている。それを解消する必要がある、そのため増員のペースダウンを求めているということでございます。

特に大量に合格者が増えるようになって、いわゆる新規法曹に質的な懸念が顕在化してきたと受けとめております。

さらに私どもこれまで、新しく弁護士になった人たちは、法律事務所に所属をして、いわゆるOJTという中で、弁護士としてのさまざまな素養、特に倫理的な側面を身に付け

てきたわけですが、そういうOJTを受ける機会がない新規法曹が相当数生まれようとしているという状況がございます。

そういうことから私どもはそのひずみは何としても解消しなくてはいけないというふう考えている次第でございます。

さらにバックボーン的なことを少し申し上げますと、いわゆる大量増員になって、大量の新規法曹が生まれてきたわけですが、それを受け入れる社会的な体制と申しますか、それが十分整ってきていないのではないかと、ということが懸念をされますし、何よりも司法改革を進めていく上で、いわゆる人的基盤整備とともに、制度的な基盤整備、この2つは車の両輪であると私どもは受けとめてきたわけですが、制度的な基盤整備が必ずしも十分進んでいない部分があるというようなことから、それがひずみを生む1つの要因になっているのではないかと、併せてこの提言に盛り込ませていただきました。

特に次の点について少し敷衍をして述べさせていただきたいと思っております。

まず第1にその質的な懸念の問題でございますけれども、私どもの提言の理由の中で、大量の二回試験の不合格者が出ていることを指摘をさせていただいております。添付した資料4に「司法研修所二回試験不合格者数の推移」というのがございます。司法試験の合格者数が増えるに伴いまして、増えた数と比例をして、不合格者数が増えたということではなくて、とりわけ平成16年以降、さらに平成18年、それから、法科大学院卒業生が巣立った平成19年辺りに、不合格者数が非常に激増したと申し上げられる状況が起きました。

そういう意味では比例的ではない大量の不合格者数が出ていることがお分かりいただけるかと思っております。

さらにこの不合格者にはならなかったけれども、このまま本当に1人の法律家として大丈夫だろうかというふうに懸念される一定の人たちが、合格はしたけれども、相当数存在をしているというのが、司法研修所の関係者でありますとか、私ども弁護士で実務修習を担ったり、あるいは修了して、新しく法律事務所に迎え入れた中で、自分の事務所に来る。あるいは相手方になるというところで、いろいろ感じている実感として、能力的に疑問視される人たちが一定層いるという問題がございます。

法科大学院協会が、私どもの見解にある程度対応した形で、8月7日に「法曹養成制度をめぐる最近の議論について」ということで、理事長名で見解を出されました。これについても、少し意見を出して欲しいという御依頼でございましたので、それについて少し言及させていただきますと、この理事長名で出された見解で、法科大学院を修了して、新司法試験に合格した司法修習生が、全体として旧試験時代の修習生に比べて劣るという客観的証拠はない。

要するに、旧の不合格者数が相当出ているのではないかと。だから、新でも同じくらいの不合格者数の割合だということ、新旧で劣っていないという比較をされています。私ども

は新旧でそういった比較をしたつもりは全くございませんで、私どもとしては、お示しましたように、旧の時代に、既に大量の不合格者数が、人数の増加に伴って発生して、ある意味ロースクール生の一期生というのは相当期待をして、優秀な人たちが来てくれるんだろうと思っていたんですが、新しい一期生の中でも、相当数の不合格者数が出たということに、私ども自身がショックを受けているという状況でございます。

したがって新旧を比較して申し上げているのではなくて、法科大学院は、いわゆるプロセスを重視する教育で、一発試験では確かめられない。したがって、法科大学院を卒業したら、この人達は法曹として大丈夫だよということをロースクールも保証をし、さらに司法試験を受けて、そういう人たちの中で問題のある人たちが相当数生まれたということが、1つの大きな問題だと受けとめているわけでございます。

御案内のように、最高裁判所の事務総局が、7月15日に新第60期の司法修習生考試における不可答案の概要というのを出されています。これはごらんいただいたと思いますけれども、この不可答案が一部に問題があるということだけではなくて、実務法曹として求められる最低限の能力を習得しているとの評価を到底することができなかったという評価を研修所の方でされ、大量の不合格者が出たという実情がございます。

したがって私どもも、法科大学院はまだスタートしたばかりでございますし、私ども自身が法科大学院をつくって、点ではなくプロセスとしての教育で、本当にいい法律家を1人でも多く育てていこうという理念の下で、弁護士も実は相当数が法科大学院に参加をし、エクスターンなどで学生の面倒を見、随分協力をして参っておりますし、これから先も協力をしていく所存でございます。

したがって、法科大学院もっと頑張って欲しい。しっかりして欲しい。そのために我々もさらに一層努力をするということでございます。しかもまだ生まれたばかりでございますので、今早々に、法科大学院はだめなんだということを申し上げるつもりは全くございません。質的な面の検証もまだこれからだということも緊急提言の中に書かせていただいているとおりでございます。

そういった面の検討をこれから十分に重ねて、法科大学院が本当に市民の人たちに信頼をされる法律家の養成機関になっていくための手立てを、緊急に講じていく必要があるのではないかと考えている次第でございます。

これは法科大学院だけではなくて、法科大学院が一定の実務的な研鑽も法科大学院であるということを前提にして、司法修習の期間が大幅に短縮をされて、前期修習もなくなりました。そのことも新しく法律家になって生まれてきた人たちの能力的な問題として、大きな問題をはらんでいます。

つまり法科大学院と司法修習の連携ということが必ずしもうまくいっていない側面があり、しかもその上に、次に申し上げますオンザジョブトレーニング、いわゆる就職難という言葉でも言われますけれども、法律事務所に入れない。実務修習も十分できていない中で、法律事務所にも入れないという人たちが、いきなり法律家として、いろんな仕事をし

ていくということで、いろんな問題がこれから先、起こりはしないかという点についての懸念を私たちとしては大変強く思っているところです。

よく医療の分野と比較をされますけれども、新人のお医者さんが一人でメスを持って、さあ、手術をなささいというわけにはいかないわけでありまして、やはり何例も経験を重ねたお医者さんの下で、実際にそれを見、自分もその中に加わり、そういう訓練を経て一人前の医者に育っていくわけでございまして、そういう意味でOJTというのは非常に重要な要素でございます。

そういう点でのOJTについて不十分な面が出てくるとすれば、それは是正をしなくてはいけない。

先ほどの法科大学院協会で書かれている文章の中に、それは新人研修とか、継続教育で賄う体制をつくるべきではないか。この御指摘の面は、私どももそのようにしたいということで、準備をしているところではございますけれども、いわゆる教育というところでは、なかなか担えない部分が非常に多いというふうに考えております。だからOJTを代替できるようなシステムというのは、果たしてどういうふうにしてつくることができるかということ、これからの大きな課題であると理解をしております。

特に合格者の質的なことを申し上げましたけれども、その部分と非常に大きなつながりがございまして、しっかりしている人は、法律事務所も比較的スムーズに採用も進みますし、うまくいくわけですけれども、さっき言いましたように、いろいろ問題を抱えている人たちについては、やはりその人たちが就職も難しいという面もあって、そうするとOJTが十分に行き届かないという問題もございまして、その辺がこれからの大きな課題になってくるだろうと思われまます。

2つ目の柱にしておりますのは、基盤整備の問題でございます。

○福井主査 すみません。そろそろ次のテーマにお移りください。

○村山副会長 わかりました。基盤整備の点だけ少し。

ここに書かれているとおりでございますが、司法改革は国家的プロジェクトだと私ども理解をしております、そういう意味では大臣などもお話をされていたんですが、行財政改革の中で司法予算も同じようにシーリングの対象になって、司法は行財政改革とは違う位置付けにしなければならないのが、残念ながらそういうふうにはなっていなかったということが問題になっていきます。

私どもとしては、規制緩和が進んでいく中で、いわゆる静脈の部分として、司法が十分に機能していくために、裁判官、検察官の大幅な増員とか、司法予算をもっと増やして、市民の人たちが法律扶助などで、いろいろ困った人たちが、法的なサービスを受けやすくするようなシステムづくりをぜひ考えていただきたいと思いますと思っております。

過疎の問題なども御指摘になっておりますけれども、私どもはこの10年間ほどの間に、本当に大幅に過疎の解消に向けて前進をしてきましたし、これから先も、一層前進をさせていくつもりでございます。

そういった事柄も十分に御理解をいただいて、私どもの意のあるところを御理解をいただければ幸いかと存じますので、よろしく願いいたします。

○木村副会長 それでは、ADRに関連して、担当副会長であります。私木村の方から、概略をお話しさせていただきます。

資料として「ADR法第6条の『弁護士の助言』等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン」、それから「ADRに関する基本方針」、これを各1枚お出ししていると思います。

この書面の作成経過等について、お話をさせていただきたいと思います。

いわゆるADR法が成立しましたが、この法律の中では弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を講じていること、これが認証の条件として挙げられております。そのため、他団体等が設置するADRにおきまして、弁護士会に対してこの助言措置を講ずるための協力申し入れがあることが当然に予想されました。

これは、この法律が成立する前から、例えば、土地家屋調査士会から、境界問題に関するADRをつくりたいということで、各地の弁護士会に協力要請等がなされ、その協議がなされ、さらに設立・運営等がなされてきた実績があります。

こういうようなことを踏まえて、法律が施行されれば、改めてまたいろんな団体からの協力要請があるだろうという予想した次第であります。

そこで2005年8月に、このガイドラインをつくりましたが、これは弁護士の助言等を行う弁護士の推薦等に関するガイドラインとして作成をいたしました。

この基本的な考え方の中に、我々日弁連としての基本的なスタンスが謳われておりますが、ここに書かれてありますように、弁護士会がADRについても積極的に協力・支援し、もって民間ADRの拡充活性化を推進することを基本方針とする、こういう考え方でおりますが、無原則にADRができればいいというふうには当然考えていないわけで、手続的にも内容的にも適正であることが担保されるということを条件に、弁護士以外の者がADRの手続の実施者、運営者として広く活躍できることを目的にしたものになっております。

したがって、弁護士会が協力する際の主な条件としては、まず1つ、取り扱い紛争範囲が当該団体の活動、業務と密接に関連していること。

2つ目として、手続への弁護士の関与が適正になされること。

3つ目として、ADR機関の運営にも弁護士が何らかの形で関与できることを挙げております。

このようなガイドラインを作成した上で、2006年8月に、日弁連はADRに関する基本方針を定め、日弁連ガイドラインに沿った協力のほか、希望があれば、弁護士会のADRに、他の専門職の実施者、専門家委員として迎え入れるということ。場合によっては隣接士業と共同の総合紛争解決センターというものも設置するということを検討するという方針を明らかにしております。

こういうものを作成し、また法律が施行されたのに前後しまして、日本司法書士会連合

会、全国社会保険労務士会、日本行政書士会連合会から、それぞれADRを設置する際の弁護士の助言措置の協力の申し入れがあり、協議を行いました。

その結果 2008年1月には、全国社会保険労務士会と、同年3月には、日本行政書士会連合会と、いずれも協定・合意に達しております。

以上述べました日弁連のガイドラインは、あくまでも他団体から、弁護士会に弁護士助言措置についての協力要請があった場合の協力の条件を定めたガイドラインであります。あくまでもこれはガイドラインであり、各単位弁護士会での混乱や困惑を防ごうということですから、それぞれの弁護士会を拘束するものではありません。最終的には各会が判断をして、その責任で協力するかどうか。協力する場合にはどのような協力をするかを決めてもらうという性質のものでございます。

また、これは単位弁護士会に対するガイドラインでありまして、個々の弁護士会員を拘束するものではありません。

以上のように、ADRの拡充活性化は日弁連の基本方針でありまして、ADRにおいて、弁護士が中心的な役割を果たすべきであるということを考えておりますが、他方、弁護士以外の者も、ADRの適正が確保される限り、できるだけ広くADRの活用を図っていくべきであると考えておりまして、今後ともその方向で協力をしていきたいと考えております。

以上です。

○福井主査 ありがとうございます。それでは質疑とさせていただきます。

まず法曹人口についてでございますが、現在閣議決定で2010年に合格者3,000人程度となっておりますが、これを変更して、もっと遅くすべきだという趣旨ですか。それとももっと人数を少なくすべきだという趣旨ですか。

○村山副会長 実質的には、2010年に3,000人というペースでは、ペース的には今は無理がいろいろと生じている。

○福井主査 具体的には何年に何人ですか。

○村山副会長 まだそこまでの提案を私どもとして取りまとめたわけではございません。とりあえず今年、来年という形で、いわゆる数値目標があって、再来年には3,000人ということになっておりますが、それについてはいきなり2年後に3,000人というような形で、一挙にその数字まで到達するには、今はいろいろ問題があるのではないかとということです。

○福井主査 増え過ぎると質が落ちるといふ御懸念ですか。

○村山副会長 そうですね。

○福井主査 そうすると、このペースで非常に質の悪い方が一定割合出てきて困ることであれば、どのペースならば出なくなるかという基準はないんですか。

○村山副会長 それはこれから私どももさらに検討を重ねたいというふうに考えております。

○福井主査 今のペースではまずいと判断される前提として、ではどうなれば理想的な状

態なのかという基準がなくて、どうしてまずいと結論づけられるんですか。

要するに、2010年に3,000人では一定の質の悪い法曹が出てくる。そうであれば何年までに何人のペースであれば出なくなるのかというその基準がなくてどうしてこれが悪いとおっしゃられるのか。そこが基本的によく理解できない点です。

○村山副会長 私どもが申し上げておりますのは、いわゆる旧で1,500人まで来て、1,500人の時代に、不合格者数かなりの割合で出ていて、いよいよロースクールが始まって、ロースクールの1期生の中からも、そういう不合格者数が出る。今回、2回目の新しい試験になってまいります。その次に3回目の試験、4回目の試験となってまいります。私どもがいま申し上げておりますのは、今回の試験について、質をきちっと見極めて厳正に選定をして欲しい。

○福井主査 例えば今回の試験について、何人に絞っていけば問題なかったはずですか。

○村山副会長 何人にせよとは申し上げておりません。

○福井主査 御主張は、人数を増やせば質が落ちるということは、試験のボーダーラインが下がった辺りにいる人たちが法曹として資質に問題がある。論理的にはこういうことを意味するわけでありまして、そうであれば、逆に何人にすれば問題はないのか。逆に言えば今問題がある方というのは、試験の成績が悪かったから問題がある、と言う趣旨になります。要するに司法試験の合格点数1番からぎりぎりの方まで、ピラミッド状に分布するわけですね。合格最低点すれすれの辺りの人の方のみが質が悪かったということは、実証的に把握されておられるんですか。

○村山副会長 私どもが申し上げておりますのは、旧来の形では、法曹人口を増やしていくということはなかなか難しい。だから、新しい法曹養成制度をつくって、そこで十分トレーニングを積んでやってもらえれば、法曹人口を増やしていくということが十分可能になるというスキームで、法科大学院というものがつくられ、そこでの教育が始まったと理解をしております。

したがいまして、単純に人数が増えたら、質が悪いから人数を減らせということをお願いしているのではない。

○福井主査 御主張は人数を減らせ、ないしはペースダウンせよですね。

○村山副会長 質的に担保できるだけの十分な教育や、十分なことをして欲しい。そういうことをやった上でそれなりにチェックをするのが試験でございますから。

○福井主査 それはもうよく承知しています。そういうロジックが成り立つためには、法科大学院をあまりいい成績でなくて卒業したとか、あるいは司法試験の成績が悪かった方は質が悪いという相関関係があつて初めてこういう御主張が成り立つということになります。そのロジックが理解できないんです。

○庭山副会長 提言の中には書き込んでおりませんが、私どもの考え方の背景を御説明した方が御理解いただけると思います。

もともと法学部5万人の中で、500人が司法試験に受かっていたという時代が長いこと

続きまして、幾ら何でもこれは少ないだろうということで、1,000人くらいまでだんだん上げてきた。それを今度は3,000人まで上げようではないかという流れだと理解しています。

そのためには大きく司法試験をやりたい、法曹になりたいと希望する方たちが、法学部の5万人の中から500人だったのが、ただそれを3,000人にするだけでは、500人時代と同じレベルを維持する素質を持っておられる方に、果たして来ていただけるだろうかという懸念は、制度設計の段階だったと思うんです。

ですから法科大学院をつくって、広く法学部以外の方たちを、その中に人材として取り込むということで、3年の未修コースというものを原則にして始めたと私どもは理解しているんです。

言わば母集団、法曹になろうという方たちの母集団を広げることで、ある程度素質を担保する。司法の魅力が増えれば、たくさんの方が志望されますから、3,000人になっても質は維持できるだろう。私どもはそういう発想で取り組んできた。

それが今の段階で、果たしてそれだけいろんな方たちが流入して、指導して、質が維持できているだろうかという懸念が出始めているから、ここで1回考えてみてくださいよということをお願いしたいわけです。

○福井主査 それは、プロセス教育が成功しているかどうかについて御懸念があるということでもあるわけですね。それはよくわかります。

○庭山副会長 そこに入っていらっしゃる方たちの水準が総体として、どうなのかということも。

○福井主査 法科大学院が本当に教育の質を確保できているかというのは、それはそれで別途、非常に重要な論点で、そこは我々も同じ問題意識を共有しておりますので、多分対立はないと思うんですが、今の論点は、人数を減らせば、では、質は上がるのでしょうかということなんです。

要するに、法科大学院なりのプロセス教育がうまくいっていないとして、あまり好ましくない方が1,500人の中に混じっているとして、そこを直ちには変えられないとしても、では、人数を減らせば質がよくなるんですか。そこについて何か論理的な相関関係やデータの裏づけがあるんでしょうか。こういうことなんです。

要するに人数と品質は本当に相関関係があるんでしょうかということなんです。

○庭山副会長 教育内容というのは独立して大事な問題なんですけど、ロースクールに入られる方の人材としての素質というのも一方で問題になるんじゃないでしょうか。

○福井主査 素質が問題だったらそもそも教育してもしかたがないでしょう。

○庭山副会長 いい方がたくさん入っていただくことによっていい教育をして、そして3,000人、立派な素質のある方に登場していただくという考え方だったと思うんです。

○中条委員 例えば100人の方が、不合格者だとして、その不合格の100人がもっと減るということはいいことです。減るにあたっては、ボーダーラインところの100人というの

は、法科大学院の教育が問題であるという証拠があるのか。あるいはもともと考えられていた、法学部以外のいろんな人が、受けるということは、想定していたけれども実はそうではなくて、結局のところ法学部の人たちが受けていて、その下のボーダーの人たちが100人になっているとか。そこのところの証拠がないと、その100人が不合格のように合格者の定員を減らしたところで、問題は解決しないのではないかとということです。

○庭山副会長 私どもも、中間提言で、こういう人数にしなければいけないよということは一言も申し上げていないんです。ともかく何千人受からせなければいけないよということで、点数が悪くても受からせてしまえということはやめてくださいよということをお願いしているわけですし、司法試験の点数とか、でき具合が、どうしてこうなったかということについてはいろんな分析しなければならないと思います。私どもも一定の結論を持っているわけではないです。

ただ、出口のところの司法試験の合否を決めるときは、恥ずかしくない後輩を選んでくださいねというメッセージを私どもの方は送っていると、ここまででとどまっているわけです。

○福井主査 その趣旨は全くそのとおりでと思いますが、要するに、私どもの疑問は人数でそれは担保できますかねということに尽きるんです。

○村山副会長 私どもは逆に申し上げていまして、最初に人数ありきで、こういう計画で、ここまでしなければいけないということで、例えば1,500人もそうなんです、1,500人までは、とらないといけないということで、1,500人までとった。その結果かなりいろんな問題が顕在化するとか。

○福井主査 そこなんです。では500人時代の法曹は、全員そういう方を全く混ぜない優秀な方ばかりでしたかということでもあるんです。

500人のときの何らかの問題のある方の発生比率なりと、今の問題のある方の発生比率は有意に差があるんでしょうか。

○村山副会長 それは有意に差があります。

○福井主査 ですから、その数値は、統計はあるんでしょうかということです。

○村山副会長 それは今申し上げたように、不合格率はそれを反映しています。

○福井主査 それを司法研修所なりにおける何らかの経年調査があって、母集団の中における、司法研修所がどういう方を卒業させるかというのは政策判断、政治判断もありますから、毎年同じ基準で50年60年やってきているわけではないわけです。だから客観水準として、もしならしたときに、本当に不適格者の比率が増えているのかという話です。

○庭山副会長 司法研修所の教官が二回試験の合否を決めるわけですし、卒業させるかどうかということで、私は実は教官の経験はないんですけれども、教官の方には随分いろんな形で話を聞きました。どうして去年の採点の基準と今年の採点の基準が一緒だと言えるんだと。一緒だということを前提にしないと、これだけ不合格者が増えたから、懸念が顕在化したとは言えませんね。

そういう意味で、研修所の教官の方に随分いろんな形でお話を聞いていますが、これは研修所の教官のある種の職人的な集団の伝統の流れで、教官の方も一定の年限で変わっていきますけれども、採否の試験の問題、採点のしかたについてはずっと伝統的に、何十年という間の一定のかなりの積み重なりはあるんです。

それを前提にしておりますので、いきなり100人を超えた不合格者が出たときの、私どもの受けたときのショックというのは相当なものでございまして、どうしてこんなに不合格者が増えたのか。それは司法試験のときから問題があったのか。いろんな問題はあろうかと思いますが、見かけ上は人数が増えたことは。

○福井主査 厳正な審査をしたという前提ですよ。

○庭山副会長 そうです。教え子は卒業させたいんです。にもかかわらずこれだけ不合格者を出さざるを得なかったというのは、紙に書けないいろんな事情があったのかと思います。

○福井主査 何らかの事情があるんでしょうけれども、おっしゃる前提の根幹にある基本的な想定は、人数を減らせば、試験点数の悪い人を落とすことになる。司法試験というのは一種の点数試験ですから、答案のできなりの良し悪しに応じて上から採るわけです。人数を減らすということは今まで答案の点数が低かった人を足切りするということです。ということはまさに試験の点数と相関して、不適格者が下の方にだけ存在しているんですかという質問でもあるんです。そういうふうに本当に言えますか。司法試験点数の高い人には不適格者は少ないと言えますか。

○庭山副会長 そんなことはないです。点数以外の問題の要件で不適格者の方が、成績順位の上の方におられるかもしれない。

○福井主査 それだったら絞っていることになるじゃないですか。その人だって、合格してしまうじゃないですか。

個々の論点は、人数を絞るということは、要するに受験秀才度合いの高い方から順番に通すということですが、それで本当に問題となる者の比率は減るんですかという質問です。

○村山副会長 試験ですから、それも一発の試験ですから。そこで全部クリーニングされたり、そこで全部が試されたりということではない。だからこそ法科大学院というプロセスの教育をして、法科大学院の厳正な終了認定を得て、この人なら司法試験を受けて通っても大丈夫ですよということで司法試験を通過してきたはずなのに、司法試験を通過して結局二回試験で見ると、この最高裁が出しているような、法律的な、基本的なことがわかっていない。そういう人たちが相当数、厳然として存在したと。それは一体どうして生まれたのか。私どもは1つとして、それなりに数ありきで、目標をそれなりに達成しなければいけないということで、ふくらませるという傾向が、どうしてもその中にはあったのではないかと。

もう一つは、法科大学院がもっともっと厳しくいろんなところをチェックしてもらわなければならないのが、そこもやはりそうはなっていないのではないかとということを含めて

総合的に申し上げているわけです。

だから最初に数ありきで。

○福井主査 後者は後者で別にいいんです。

○村山副会長 昔から 500 人のときに、全然どうしようもない人が紛れ込まなかったのかと言えばそんなことはないです。

○福井主査 資質と試験順位とに相関関係が極めてあるという偏差値主義にとらわれていらっしゃるいませんか。

要するに、上位の人に問題者はいないはずだということ、ロジックとしては全く同じ御主張ですね。そんなことはないのではないかと、多くの方は思いませんか。

○庭山副会長 法曹も質とは何ぞやという議論をすると切りがないんですが、学力だけではなくてもっといろいろな意味合いがあって、その方の世の中に対する貢献とか、受け入れ体制が決まるわけです。それも事実でございます。ただ試験という問題は、必要最小限の知識と。

○福井主査 必要悪ですね。そちらを絞るのではなくて、なった後の人物の涵養なり法曹としての倫理と涵養なり、場合によれば、試験とは別枠の何らかの資質なりの判定を入れるとか、人数じゃないところで対策するのが本筋ではないですか。

○庭山副会長 人物評価は、弁護士なり法曹になってから社会の中で厳しい判定を本人が受けることなるわけです。

○福井主査 それは、必要ところでやらせておけばいいわけです。

○庭山副会長 試験は最低の学力といいますか知識ですから、それはその方にあるということを見極めないはずではないですか。

○福井主査 学力だけで、司法研修所修了試験に通る力を保証している、司法試験の段階の学力だけで保証しているわけでもないとしたら、解決策は人数を絞ることとか、ペースダウンではないはずですよ。

○中条委員 100メートル10秒で今まで走れる人だけを取っていたのを、100メートル12秒で走れる人も取りました。運動能力だけで考えれば、そこは少し落ちる人が入るかもしれない。しかし、2回試験のときに、もう一回見直して、100メートル11.5秒で走れる人だけを採用しましょうと。その基準だけを見ていくのであれば、この試験の意味はないですね。明らかに別の要因で、走る能力は100メートル12秒でいいけれども、ほかの要因でこの人は法曹人としてまずい部分があるから、だからだめですよとかいうことを見ていく。

それから、もともと100メートルを10秒で走れる人を12秒までいいよというときには、100メートルを12秒でしか走れないけれども、ほかの能力がある人たちは、これは法曹の世界で活躍できるであろう多様な人材を活用するというところで、当然枠も広げているということもあるわけです。

ですから、そのところを単に点数だけで切るという話になれば、これは二回も試験をすることの意味もないですし、もともと12秒にしたということの意味もないということに

なります。

○庭山副会長 中条先生のお話をよくわかるんですけれども、比喩的な表現をさせていただくと、私どもは500人時代、100メートルを10秒で走っていた人たちばかりだったと。しかし10秒で走れたからといって、社会人として不適格ではないかという人が入ってくる。3,000人にする場合でも、100メートル10秒で走る人もいれば、12秒でもいいじゃないかという考え方を弁護士会側がしたことではないんです。

○中条委員 そうであるなら、100メートルはやはり10秒だということで、現在の司法試験の水準は100メートル10秒の水準である。そこを通過しているのだからいいじゃないですかという議論になりますね。

○福井主査 水準が落ちてないんでしたらね。

○庭山副会長 司法試験の合格が、どういうふうにして決まるか私どもにはわからないことですが、先に人数でこれだけ合格させなければいけない、点数的にもここまで下げたらこの人数を合格させられるから、ここで足切り点にしましょうという形でもし合否が決まっているとすれば、それは違うでしょう。やはり100メートル10秒のところ点数を切ってください。そこにいる方が何人だろうとそれは我々、法曹界としては、そういう方たちを前提にして受け入れるようにするにはやぶさかではないし、それをむしろ望んでいるんだと。

○福井主査 その批判が成り立つためには人数を絞って、偏差値秀才度合いの低い者を切れば質が高まるという、そこが前提として成り立っていないとそうは言えませんね。

○庭山副会長 高まる。維持できると。

○福井主査 そこは本当に日弁連さんは、受験秀才至上主義なんですかという気がするんです。

それはさておいて、まさに一定の能力的に疑問視される方が、一定割合で参入しているということに御懸念を持っておられるわけですが、その方々に対して、例えば、弁護士会として研修をやるとか、何らかの資質陶冶のための措置をやるとか、間違えてそういう方に大事な事件を依頼してしまうかわいそうな依頼者が出てこないために、そういう方には印を付けてこの方は危ないですよと触れ回るとか、対策をどのようにやられているんでしょうか。

裁判官、検察官にならない方は弁護士会の会員になるわけですね。それはどうなされているんですか。

○村山副会長 それは事務所に入るというスキームが、日弁連的に言えば、伝統的なスキームであって法律事務所がどんどん受け入れてくれるであろうという前提で物事を進めてきたというのは、率直なところですか。それは法律事務所に入って、その事務所の人たちが本当に手取り足取り、かつてもかなり問題のある人がいたわけですか。それは、そういう実務的な訓練の中で、それなりに成長してもらおうという要素がありました。

○福井主査 周りがサポートするから問題は起きないようになっているということですか。

○村山副会長 そうです。

○福井主査 それは皆さんについて、言えることですか。

○村山副会長 みんなではないです。問題のある方はです。

○福井主査 問題のある方皆さんについて本当にサポートされて、問題が起きないように
なっているわけですか。

○村山副会長 相当サポートしています。それでも、実際にあって、綱紀懲戒問題が起き
るわけです。だから、100%とは言えません。しかし、今まではほぼ。

○福井主査 資質的に悪いから懲戒するという事はないでしょう。

○村山副会長 それはちょっと。

○福井主査 それは論外の刑事犯事犯でしょうから別問題として、資質的に問題のある方
というところに絞って議論すると、本当にそういう方の資質的に足りない点というのは、
ほかの人が完全にカバーしているんですか。

○村山副会長 カバーできています。それは実務的な訓練を。

○福井主査 それは調査されましたか。例えば問題のある方というのは、研修所等では特
定できているはずですね。追跡調査されて、日弁連にその情報が開示されて、この方大丈
夫だろうかといって後見的にサポートを入れるとか、フォローされたり、されているん
ですか。

○村山副会長 日弁連でそういうことをしたということはないです。これはそれぞれの事
務所、それぞれの単位会で、例えば小さい単位会であればすぐにわかりますけれども、あ
なたのところの新しく入った人はこういう問題があるのではないか。こういう問題がある
のではないかという議論をお互い、ボス弁ならボス弁同士でして、実は今こういうこと
でこういう訓練をしている。この人はなかなかちょっと大変なだけけれどもこういうふう
に頑張っていると。

○福井主査 そういう御尽力は大変結構なんですけれども。

○村山副会長 今までは法律事務所が担ってやってきたということですか。

○福井主査 実際上、御懸念のように一定の能力的に疑問視される方がまじり込んでいる
のだとすると、それを前提にして、士業団体としての日弁連なり、単位弁護士会なりで重
要なことは、明らかではないでしょうか。まさに先生方は国民や依頼者に対して社会正義
の規範を示し、法的サービスを提供されるという、公益的使命を帯びられているわけです。

そういう方が、例えば依頼者に迷惑をかけたり、間違った法的アドバイスをしたり、訴
訟行為をしたりしないようにするための研修なり、何らかの資質陶冶のための前向き
の措置こそ必要であって、そういう人が入って来ましたから、とにかく入らないように
人数を絞ってくれおっしゃるよりは、現に入って来てしまった方に対して、どうい
うふうに資質を向上させるための措置を講じたり、あるいは万が一にも被害者が出
て、損害をこうむったりしないようにするための、一種の情報の非対称対策を講じ
たり、そちらが本筋ではないですか。

○鈴木参考人 もう一つお伺いしたいのは、自分の事務所ではOJTで幾ら絞ってもだめだという人がおったときに、採用しないというのが普通ですね。その採用しないというのに対して日弁連は、その人が弁護士会の登録をして会費を払っていたら、採用すべきだと思になっているのかどうか。そこはどうなんですか。

○庭山副会長 2つ申し上げます。1つは、今後の研修の問題がございまして、今日は、資料を持ってきておりませんが、日弁連も、各弁護士会も、会員に対する研修を義務づけて、いろんなメニューで、一定の資質を維持できるような会員に対する働きかけというのはかなりやっております。私、第二東京弁護士会の会長も兼ねておりますけれども、二弁でも研修を義務化しております。

○福井主査 どちらかという、研修など受けなくても、ちゃんと仕事をしておられる大方の弁護士先生にはそんな研修は要なくて、本当に要るのは問題のある方ですよ。そういう方が研修をちゃんと受けていて、しかも研修効果が上がっているというのでないはずいわけですね。

○庭山副会長 研修効果がどこまで上がっているかということは、検証はなかなか難しいことですが、能力に問題のある方が一人きりになって、どこで何をやっているかわからないという状況が、弁護士会全体として、あるいは司法の信頼の上では一番問題だと思っているんです。ですから、できるだけそういう方たちの動向を同僚同士できちっとウォッチしてサポートしようねということの体制というのは、特に人数が少なければ少ないところほど、そういうのはしっかりできるんです。都会は人数がすごく多いものですから、どうしてもそういう方たちに対するケアが手薄になっている。そういう傾向がございします。これはどういうふうに言えるかというのは我々の課題でもございします。

○福井主査 そちらがむしろ重要ではないでしょうか、人数を絞るよりは。

○庭山副会長 後輩を雇い入れる体制づくりに資するものとしては、例えば弁護士を法人というシステムができましたので、弁護士法人化ということを我々も会員の方にお勧めしているんです。この法人の制度ができて、今はもう300を超えました。全国で弁護士法人にして、近代的な、経営も教育もやれるように、1人でやっているよりも、複数で法人をやることによって、次の後輩を迎え入れやすくなるということで、現在300を超えております。

○福井主査 情報開示はいかがですか、問題はあるかないかということについて、例えば依頼者、国民一般に対して、弁護士会として何らかの情報開示をする。

○村山副会長 どういう情報開示の方法が考えられますでしょうか。この人は問題だと思っても、それを弁護士会がこの人はこういう点で危ないですよという話、それこそ綱紀懲戒を受ければ、綱紀懲戒を受けたということを一定の時点まで情報開示するスキームを、日弁連も考えつつありますけれども、そういう問題を起こしていない弁護士に対して、この弁護士はどう、この弁護士はどうということは、弁護士会としてはそれこそ。

○福井主査 許容範囲を超えている方はどうでもいいですけども、一貫しておっしゃっ

ておられる問題の所在が、一定の資質を下回る能力的に疑問視される方ということですから、それは客観的に判断できるとお考えなわけですね。そういう方がいらっしゃるといのが問題だということは、誰がそういう人か。どれぐらいそういう人がいるのかというのが分かっておられなければ、そういうことは言えませんね。

わかっておられるのであれば、わかっていることについて、国民に対して口をつぐんでよろしいんでしょうか、ということにはなりませんか。

○庭山副会長 私どもの問題点は、司法試験の合格のレベルで、きっちり判定してくださいということをお願いしているんです。ですから、プラスαの要素というのは、さっき申し上げましたように、社会に出て、学力はあるけれども、相手の言うことをきちっと聞かないままに独断的に処理をして問題を起こしてしまう方とか、そういう方が出てきます。

○福井主査 それは500人時代だって担保できていなかったわけです。今だって、いらっしゃるはずですよ。

○庭山副会長 それはおっしゃるとおりでございます。

○福井主査 そういうことを何とかするのが、弁護士会の役割ではないですか。

○山本副会長 そのところが問題で、500人時代でも、就職できないという人はいなかったわけです。その結果、ボーダーの人であっても、先輩のところに入ることによって、そこで先輩が後輩として育成をするものですから、結果としてはボーダーという問題がそこで解消されていたわけです。

現在もそれ相応のボーダーの人が出てきていると思うんですけども、その出てきている人も先輩の事務所に入りさえすればその事務所の中ではただ単にそこで能力があるかどうかというテストだけではなくて、後輩として育てられている面があるわけです。そのことによって依頼者に対する迷惑ということをやばすような存在にはならないで従前は済んできたわけです。

ところが、最近の状況で、ボーダーラインであるにもかかわらず、就職はできないという人がそれ相応の数が出てくる心配が出てきているものだから、そのことに対して弁護士会としては、そういう人がひとり立ちで即、出ていくということについては、今まで解消されてきた、ボーダーの人がそのまま出ていくという心配のところは、全くケアされないまま出ていくことになってしまう。

○鈴木参考人 それは弁護士会が心配しなければいけないんですか。

○山本副会長 そのことについて、なぜそうなるかという、将来的にもそういう問題があるというわけではなくて、増える数が急激だったものですから、受ける側の数の増加と、新規に入ってくる増加とがマッチしないものだから今そういう問題が起きているんです。

○中条委員 それはわかりますけれども、例えば大学を出た学生で就職が決まらないというのはいっぱいいるわけです。面接を受けたり、いろいろやってみて、この人はだめだと。やはり何らかの不都合な部分があってだめだと言われる人もいるわけです。それと同じで、それぞれの弁護士事務所で、この人を司法修習生で受け入れるのは困るとおっしゃって、

なぜいけないのかというのが私はよくわからないのです。そういう人が多いから、大学の卒業生の数を減らしましょう、あるいは入学者の数を減らしましょうという話ではないです。

○福井主査 お客さんに迷惑をかけないことが本質でしょう。要するに依頼者保護です。何で難しい試験をしているかという、弁護士自身のためではないのです。あくまでも国民のため依頼者のためです。だとしたら、依頼者がそういう人にたまたま当たってしまって、ひどい目に遭ったりしないようにする、というのが本質的な対策ではないですか。

○村山副会長 私どもも事件もやって、相手方が訴状を書いたり、準備書面を書いたりするのにひどいものがあるんです。この人にかかった依頼者はかわいそうだなと思うんです。ではそれをどういう形で言えるかという、言う方法はないです。

○福井主査 依頼者の方を研修につれて来るわけにはいかないけれども、日弁連としては、そういう方々の対策はどうしているんですか。

○村山副会長 私たちが日弁連に言って、私がたまたま出あったその人については、あれだけでも、それを日弁連に一々全部報告して、こんな例がある。この人を何とかしてくださいというわけには、それはなかなかできないです。

○福井主査 そのままの形では難しいかもしれないけれども、やはり先生方の団体としての責務は、どの方に頼んでも、安心して一定の法律的なアドバイスなり訴訟行為ができる方をちゃんと育成されるということです。そういうことをおっしゃるのは自由だけれども、それはどちらかという、試験の難易度をどうこうしてくれとおっしゃるよりも力点としては、例えばある弁護士で、何らかの問題があったら、その問題についての情報について一定の開示をすとか、広告についても、最近は多少自由になっていると思いますけれども、どういう事件が得意であるのかを、積極的に開示すとか、本当に依頼者のためになるような会としての活動は、もっと大事なところはいっぱいありませんか。

○村山副会長 私どもなりに、増えていく時代で考えなくてはいけない問題なんです、昔は新人弁護士を採っても、苦勞したという声は本当に少ないんです。今は新人弁護士を採用するについて、かなり躊躇を覚える人たちがいる。かなりの層になってきましたので、かつては、それなりに大丈夫だという人たちが圧倒的に多かったわけです。今は違うんです。そうするとそういう新人弁護士を採ったときに、その事務所の負担、苦勞というのはものすごく大変になるわけです。そういう人が就職できないということで一定層出てくるわけです。

○鈴木参考人 法曹人口の大幅増というのは、もともと司法試験の合格者イコール弁護士、法曹だというテーゼが絶対的なものだといえるのか、社会はそれだけで満足しているのかというところから出ているわけです。

そういう者がたくさんってきたときにどうなるか。すべての法曹試験の合格者イコール裁判官、検察官、弁護士となり、したがってその弁護士がというお考えをずっとされているけれども、そういう考え方はどこかから払拭しないと法曹人口の大幅増にはならない。

現に法務大臣自身、「私のような弁護士でありながら、政治家になっておる者もおる」と言っておられるし、それが基本の理念であったわけなんです。そここのところは理解されないのかということです。

○福井主査 ドイツだってアメリカだって、企業内や官庁内に弁護士がいっぱいいます。

○鈴木参考人 もう一つ、例えば1,000人だったときに、90点取る人が1,000人のときに100人おったとしましょう。60点の人が100人おったとしましょう。それを1万人にしたときには、そのちょうど10倍で、1,000人と1,000人になるとお思いか、それを1万人にしたときにも、90点取る人は200人くらいであって、とても1,000人にはならない。下の方は1万人どころか、2万人3万人になるというお考えなのか。この質問の意味はわかりますね。どういうふうにお考えですか。

○村山副会長 いろんなところに私ども弁護士が、弁護士でなくてもいいですが法律家の資格を持って、法律家としていろいろやっていくと、しかし、それは採る側もきちっとした教育も受け、試験も通り、法律家としてそれなりにきちっとした仕事をしてもらえるということを前提に採用されるわけです。そういう方が増えれば、おのずと採用の道もずっと広がっていくと思うんです。

○鈴木参考人 増やすためには、採用にならないようではなり手はないじゃないですか。

○村山副会長 現実にはなかなかそういうふうになっていないんです。

○鈴木参考人 それは1年や2年の、しかも1,500人などの中途の段階でとまって、そこでちょっと考えさせてくれと言ったら、そういう世界は永久にきませんよ。

○福井主査 もう一つは、増えることのメリットというのがあったから、司法改革を日弁連も中心になって、まさに長い道のりを一生懸命に取り組んでこられたわけです。増えるごとのメリットというのは、これはもう釈迦に説法ですけれども、それこそ法律過疎に、少しでも貢献できるのではないかということでしょう。

あるいは今までは高嶺の花で法律サービスを頼めなかった弱い立場の人でも、すぐれた法律サービスにアクセスしやすくなるのではないか、という国民の利便があるはずですよ。

さっきから申し上げているとおり、人数を絞ればよくなるという命題は、はなはだ疑わしいと思いますが、百歩譲ってそこがそういう問題があったとします。それにしても、絞れば、確実にアクセスできる方は減るわけです。サービスの値段は高止まりするかもしれない。そちらとの比較考量で考えられないとまずいのではないのでしょうか。

そちらの視点が、失礼ながらこの意見書を拝読すると、ほとんど見受けられないんです。増やせば悪いことばかり起きると書いてありますが、もともと司法改革は、増やすことで国民の利便性や人権を守ろうということから始まったことが出てこない。その理念はどこへ行ったのでしょうか。

○村山副会長 これはシミュレーションの数が、今2,100人例えば合格していますね2,100人の合格のままでも2020年には50,000人の、当初予定は2018年でしたけれども、2年遅れますが2020年には50,000人になるんです。私どもも法曹人口を増やすということに

ついて、過疎地にも1人でも多くの弁護士が行ってほしいという、企業にも1人でも多くの弁護士が入ってほしい、いろんなところで見たいというこの理念は全く変えておりませんし、それは強力に進めていきたいと考えていきたいと考えています。

○福井主査 増やすこと自体、そういうことが原点だったわけですから、そのロジックが非常に希薄に見えるんです。増やすことで過疎地対策をするということは司法改革の原点です。

○村山副会長 増えていくということをお前提で、増やすペースについて私ども意見を述べているんです。したがって、やや消極的に読まれるかもしれませんが、増やしていくということはお前提にあるわけです。

○庭山副会長 そういうふうに取り上げていただきたいわけです。基本的に法曹人口を増やしていく、増やすということは何のためかという、国民と司法の距離を縮め、つまり司法に逆に国民から信頼を得てもらい、司法の魅力を高める、司法のウェートを強くするというために人を増やすわけです。司法をつぶすために増やすわけではないので、そういう意味で国民の司法に対する評価、我々の人数との関係をどんなペースでやっていくかということは、いろんないろんなことに目配りをしなければいけないと思っています。

ただし、弁護士の数を多くして、裁判官、検察官を増やして、もっと国民から司法が頼りにされるような、そういう司法にしたいという思いは、先生方の考えも我々の考えも全然変わっていないんです。ただそのペースを設定するについていろんないろんな問題が顕在化しているから少しここで皆さんと一緒に考えさせてくださいよ、一緒に議論させてくださいよということを申し上げているわけです。

○福井主査 その御趣旨はわかります。

○鈴木参考人 もっと早く増やして、中途半端なものにするなど。やるならやるとおっしゃるといってもあっていいはずですよ。

500人時代、我々の受験適齢期はまさに500人時代でしたけれども、そういっては悪いけれども極めて優秀なほんの一握りの人は司法試験を受けました。しかし、普通の成績の者は受けなかったです。7年も8年もかかるものは受けられない。私の部下におった人は7年かけて受かったけれども、もともとその人にはリーガルマインドなどはありはしないので、やめておくと私は何度言ったかわからないけれども、7年7年と余り言うものだから、その人の年数を数えてみたら本当に7年なんです。そんなのばかりでした。

○福井主査 今のお話は結構よく言われる話です。例えば学部卒業時点とかで、法科大学院がない時代で言えば、余り難しすぎると、かえっていい人が敬遠して来てなかったかもしれないということはよく言われる。

○鈴木参考人 かもしれないというのはあなたが経験してないからだけれども、そうだったんです。

○村山副会長 私どもの意のあるところはおくみ取りいただいていると思いますけれども、本当に私どもは信頼されるというか、信頼されるシステムであるということが唯一の命と

言うか、そのために法科大学院もつくっていただいたし、そこでちゃんと教育をして本当に優秀な人を1人でも多く生み出して、市民の信頼に応えていきたいということです。

○鈴木参考人 卒業生全員がフリーターでも何でもないしっかりしたものだという、さっき中条委員が言ったような話だけれども、そう誰も思わないのと同じように、司法試験を通ったからというのでそれはもうパーフェクトのプロだというふうに誰も思っていないというふうに割り切れないですか。

○山本副会長 数を増やすというのは、質を伴って増えていくので意味があるので、玉石混交だと弁護士だっていいのも悪いのもいるからいい人を選びなさいというのはどうやって選ぶんですか。選びようがないと思います。

○福井主査 それはまさに、団体としての重要な役割だし、しかも試験の上位から選んだ人が確率的に優秀だという統計など、確認したことも聞いたこともありませんし、そうでないとすれば本質的にもう少し違うところではありませんか。

○山本副会長 まさにボーダーのところの問題なんです。

○福井主査 ボーダーの人というのは偏差値的なボーダーですから、そこは疑問です。

○山本副会長 ボーダーなところも、利用者にとって迷惑をかけないような手当をしながら増やさないといけない。

○鈴木参考人 二度と頼まれないしね。

○山本副会長 だれが迷惑をかけられたかなどというのはほかの人はわかりません。

○福井主査 人数を増やすことの積極的な意味合いについて原点があると思いますので、そこは常にその原点に回帰されて、絞ることだけ強調されると司法改革の逆向きのエンジンをかけているようにお疑いになる向きもあるようです。御配慮いただきたいと思います。

○鈴木参考人 いい人が欲しかったら、数を増やさないと来ないということです。

○福井主査 そろそろ時間ですので次の論点にまいりたいと思いますが、ADRについてですが、これは先ほどのお話ですと、仮に士業団体から、何らかの依頼があったときに限ってのものであるということによろしいんですか。

○木村副会長 限ってという意味がよくわからないんです。

○福井主査 具体的に申し上げますと、各種士業団体でいろいろADRの取組みがありますが、そこは個別の弁護士に相談されてADR法の要件を満たすということについては、このガイドラインなり日弁連として何らかの拘束を加えるという御意図はございますか。

○木村副会長 ありません。

○福井主査 そこは一切ないですね。

これは私どもで聞いている範囲では幾つかの士業団体が、単位会、日弁連どちらを言っているのか必ずしも判然としない面もありますが、弁護士会が、こういうガイドラインなり、この線に沿って、ADR認証機関をつくらない限り、協力しない。協力しないというのは個々の弁護士に対して依頼をさせないかのような、一種の圧力を感じておられる団体はかなりあるんです。そこはどういうふうに認識されておられますか。

- 木村副会長 そんな動きは全くありません。
- 福井主査 そういう意図ではないと考えてよろしいですね。
- 木村副会長 そういう意図は全くありません。
- 福井主査 ただ、受け止める方は全く逆の方に受け止めておられるところが現にありましたので、私どもは懸念しておりました。これも釈迦に説法ですが、士業団体として、ADR法認証による条文上の要件で言うと、個々の弁護士の助言を受けるというこの措置について、日弁連として、個々の弁護士などに何らかの介入を、もしされるようなことがあれば、これは端的に独占禁止法違反になる違法行為であるというふうに、私どもも関連当局も認識しておりますけれども、そういうことは許されないことだということについては了解事項でございますね。
- 木村副会長 当然です。
- 福井主査 わかりました。
- 出井氏 独占禁止法違反になるかは別として、日弁連としてはそういうことは考えていないということでございます。
- 福井主査 前提としてガイドラインなり、ADRの基本方針という書面なんですけど、これは会として関与するときに、こういう条件でないと会としては協力出来ないという趣旨のガイドラインだと理解してよろしいわけですか。条件だと考えればよろしいわけですか。
- 木村副会長 こういう条件を原則として考えていきますということですか。
- 渡部ADRセンター委員長 会として弁護士を推薦する場合のガイドラインです。
- 福井主査 例えばガイドラインの2の(2)aで「弁護士が手続き実施者の一員として入ること原則とする」というのは、これはどういう趣旨なんですか。
- 渡部ADRセンター委員長 法務省のガイドラインの中で、4つの類型が助言の類型でありまして、その一種に共同実施というのがあるんです。そのことを指しています。
- 福井主査 bにも関わりますが、弁護士の助言が必要ない場合もあることは否定しないが、それをあらかじめ弁護士会と協議の上合理的な基準をもって定める一定の場合、この基準の具体的な適用はどういうふうになるんでしょうか。
- 渡部ADRセンター委員長 例えば軽微な事案でというのが、現実には社労士会との関係で決めてあります。
- 福井主査 ガイドラインの制定趣旨はどういうところにあるんでしょうか。
- 出井氏 それは法律をほぼそのままということでございます。助言の必要のない場合というのもあるので、そういう助言の必要のない場合もあるということを確認にここにうたっているということですか。
- 鈴木参考人 これは限定列挙で、それ以外のものは、相談する必要があるという立場を取っておられるわけですね。
- 出井氏 助言ですか。
- 鈴木参考人 今のところですか。

○出井氏 法律は。

○鈴木参考人 あなたのところの取り決めです。

○出井氏 日弁連のガイドラインですね。日弁連のガイドラインについては、軽微な事案というのは、例えば例として挙げているのは、金額についてですね。要するに責任原因については明らただけけれども、金額について定めるとかいう場合です。そういうことを例として挙げております。

○鈴木参考人 それ以外は軽微ではないから、日弁連で相談しなさいということですね。

○福井主査 その根拠は何なんですか。何で軽微でないと弁護士会と協議が必要になるんでしょうか。

○出井氏 協議が必要になるわけではなくて、助言が必要になるということです。

○福井主査 しかし、法令上の要件は、民間紛争解決手続の実施に当たり、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときは、弁護士の助言を受けることができるようにする措置を定めている、となっています。これが認証要件の、ADR法の6条5号にあるわけございまして、これは手続実施者が弁護士でない場合において、と書いてありますので、他士業団体なりのADR機関自身が弁護士の助言を必要とするかどうかを決めるというのが法令上の要件ですね。それについて組織的に関与するのであれば日弁連と単位弁護士会で協議が要するという意味がちょっとよくわからないんです。法令上はあくまでも各種士業団体のADR法人サイドにおいて必要があると考えたときに、個々の弁護士の助言を受けるということであり、イニシアチブはあくまでもADR法人の方にあるように見受けられる。

○出井氏 それは誰が決めるかということではなくて、客観的に助言を受ける必要があるかどうかということは決まることになっています。手続実施者側の主観で決まることはないわけです。手続実施者が、これは弁護士の助言を受けたいと思うかどうかで決まるわけではないということです。そこは法務省のガイドラインでもそうになっています。

○福井主査 実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときの、この必要とするときというのはどういう要件ですか。

○出井氏 どういう要件かというと。

○福井主査 客観的に決まるとおっしゃったから、それはどういう客観的内容なんですか。

○出井氏 それはまさにADR法6条5号の解釈問題ということになると思います。

○福井主査これは素直に条文を読むとADR実施者にとっての必要性です。。

○出井氏 法務省のガイドラインにも書いてありますので、法務省の解釈はそこに示されております。

○福井主査 法務省の解釈ではなくて法律の解釈の議論ですから、ガイドラインは判例を拘束するわけではありません。条文に即して議論したいと思いますが、民間紛争解決手続の実施に当たり専門的知識を必要とするとき、というときの、必要とするときというのがどういう場合かというのは、これは専門的知識ですから、例えば司法書士会がやるという

ときに、司法書士のADRの法人に専門的知識がないときに、弁護士にこれ教えてくださいと頼むことができる、こういうふうに素直に読めるわけです。それはまさに司法書士のサイドで専門的知識があるかどうか。自らあると考えれば助言を求めなくてもいいし、ないと考えれば助言を求めるといふふうに読むのが極めて素直な法解釈のように思いますが、違いますか。

○出井氏 それは違うと思います。そこは主観的に、手続実施者である司法書士なり行政書士の人が、自分は専門的知識がないから、弁護士の助言が必要であるといふふうに考えるかどうかではなくて、客観的に弁護士の助言が必要かどうかということ判断されるべきであるという解釈を日弁連も取っておりますし、法務省も同じだと思います。

○木村副会長 まさに法務省のガイドラインの中には、民間紛争解決手続の実施に当たり、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに該当するかどうか、手続実施者の主観で判断するものではなく、紛争の分野、種類、規模、問題の性質、内容等に応じて客観的に判断されることによるものである。

○福井主査 それはガイドラインの何条ですか。

○出井氏 法務省のガイドラインです。

○福井主査 法務省のガイドラインのどれですか。

○木村副会長 6条5号関係です。

○福井主査 いろいろありますがどの部分ですか。

○木村副会長 エの（ア）です。

○福井主査 これが法務省の解釈だというのはわかりました。これについては日弁連としては何か具体的な基準を設けていらっしゃるんですか。2005年8月のガイドラインの更に細則的なものはありますか。

○出井氏 助言が必要な場合はどういう場合かということですか。それはガイドラインとしてはありません。

○福井主査 そうしますと、それは個別に判断されるということですか。

○出井氏 日弁連のガイドラインに即して言うと、弁護士会が会として協力する場合には、単位弁護士会と、その相方である単位行政書士会なり、単位司法書士会の協議で客観的な基準で決めてくださいというのがこの趣旨でございます。

幾つかの例示については法務省のガイドラインにもこういう場合には法的専門知識を必要な場合であるというのが挙げられておりますので、そういうものを参考にして協議をして決めるということになるのではないかと思います。それも決められない場合は手続実施者である士業の方と、助言者として入る、あるいは手続実施者として入る弁護士が協議で個別に決めるということになろうかと思います。

○中条委員 それも法務省の考え方ですか。

○出井氏 協議で決めるのは法務省の考え方ではありません。多分法務省はそういうことは関知しないと思います。

○福井主査 御趣旨はわかりました。

この基本方針という、18年8月22日付の方の文書ですけれども、これは特に司法書士会を例示にたくさん出されているんですが、何か具体的に司法書士会との関係を念頭に置かれたものなんでしょうか。

○出井氏 このころちょうど司法書士会との協議が行われていたという事情はありますし、御存知のとおり司法書士の場合は、簡裁訴訟代理権を有しておりますので、紛争解決業務については士業の中では一番入り込んでいる。よくやっているということでございますので、司法書士会を一つの例として挙げているということでございます。

○福井主査 例えば司法書士会との今の折衝状況はどうなっているんですか。

○出井氏 司法書士会とは、ADR法施行の前後から、日本司法書士会連合会と協議をしております、2006年から協議をしております。

昨年まで1年半以上にわたって協議をしてまいりました。この日弁連のガイドラインに沿った形で協議をしております、かつ、司法書士については、先ほど申し上げたように、紛争解決業務をやられているということもあって、運用としてはかなり緩やかな形で考えておりました。ある程度成案に至るところまで来たわけですが、最後の段階で司法書士会の方で、その案では会内手続は取れないということで成案には至っておりません。

○福井主査 特に論点になったのはどういう点ですか。

○出井氏 そこは司法書士会にお聞きいただいた方がいいと思うんですが、私どもと協議をしている司法書士会の担当副会長、あるいは担当理事者の方との間では、この日弁連のガイドラインに沿った形での合意というのはできております。ただそれが司法書士会の会内手続に乗せたときに、これでは合意できないということでございます。

これは推測ですけれども、1つは取扱紛争の範囲。

もう一つは、弁護士の手続への関与の問題、この2つではないかと推測しております。

○福井主査 紛争の範囲は、司法書士会はもっと広げたいとあって弁護士会はそれは認められないという構図ですか。

○出井氏 そうです。

○福井主査 例えば、簡裁代理権の金額のようなものですか。

○出井氏 金額については弁護士が手続実施者として入ることを原則としておりますので、そこは140万に限定するという立場をこちらは取っておりません。ですから幅の問題ですね。端的に言うと、家事の問題であると思います。

○福井主査 家事については、弁護士会は司法書士には認めないとおっしゃっているわけですか。

○出井氏 認めないというか、弁護士会が会として協力する場合には、それは範囲から外していただきたいということです。ただ、家事といっても、登記請求権が絡むものに関するものにつきましては、一緒にやっという立場でおりますので、そこまでこちらは柔軟な運用をしようということで提示をして、一応担当者レベルでは合意したんですが、

それでもそこまで限定するのはおかしいというのが司法書士会の立場なのではないでしょうか。

○福井主査 仮に会として何かの協力を求められたときに、何らかの協定を結ばれたとして、弁理士会や行政書士会は既に結ばれているとお聞きしていますが、それ以外に、例えば会と会との関係としての何らかの協力体制以外に、例えば士業団体のADR法人が、個別の弁護士の助言を求めるということはあり得るわけですか。

○出井氏 あり得ると思います。

○福井主査 そこは特に縛るわけではないわけですね。

○出井氏 全く自由です。それは縛ることはできないはずです。

○福井主査 逆に言えば、この何らかの協定によってADRの法人自体の業務の範囲や業務のやり方を縛っているものではない。こういうことですか。

○出井氏 日弁連のカイドライン自体でということですか。

○福井主査 協定書自体です。

○出井氏 協定書自体で個々の弁護士を縛るかどうかということですか。

○福井主査 違います。相手方のADR法人の業務範囲や、業務の手続を縛っているのかどうかという趣旨です。

○出井氏 それは協定ですので、協定の効力として、それ以外のものはやらないというのが一応合意事項になっているのではないのでしょうか。

○中条委員 その協定の中ではそうですが、相手のADR自体は、弁護士会間との協定では、それしか協力を受けませんということですね。

○渡部ADRセンター委員長 日行連と日弁連は協定しております。合意しておりますが、日弁連としてはそれについて、このように協力してくださいという単位会には言いますが、拘束はできません。日行連も同じだと思います。

○福井主査 例えば、日行連の協定書、基本合意書という今年3月26日付のものを拝見しますと、センターが扱う紛争分野は以下の紛争の中から単位行政書士会体、単位弁護士会の協議で定めると書いてありまして、外国人、自転車事故、ペット紛争、敷金返還という4つが列挙されています。この趣旨ですけれども、これは例えば行政書士会のADRセンターが、何らかの紛争解決分野でこの4つ以外のことをやりたいというときに、日弁連や単位会の協力を仰ぐわけではなくて、必要であれば個人弁護士の協力を仰いで別の紛争処理に乗り出すということを否定する趣旨ですか。

○出井氏 そうではありません。同じ機関で一方では弁護士会からの協力を得てこういう紛争範囲でやると合意しておきながら、その同じ機関で、具体的なADR手続はこれ以外のものでやる、それは協定違反ということになると思います。

○福井主査 今、逆のことをおっしゃいませませんでしたか。

○木村副会長 連合会としての協定の問題と、個々のADRの問題とは別だということです。

○福井主査 今回の出井さんの趣旨がわからなかったんですけれども、どういうことですか。
○出井氏 この基本合意書に基づいて、単位行政書士会と、単位弁護士会で協定を結んでいけば、それはこの範囲しかできないことになります。

しかし、弁護士会の協力は要らないという行政書士会があれば。

○福井主査 私の質問は、単位弁護士会と単位行政書士会で仮に協定を結んで、この4つの紛争分野について弁護士会の協力を仰ぎますという協定を結んだとします。この日弁連の基本合意ではなくて、具体的な単位会同士が協定を結んだとします。その上で単位行政書士会のADR法人がそれ以外に、要するに、日弁連の組織的協力を仰ぐ分野の4分野以外に、別の事件について個別の弁護士の助言なりを得ますということについてはどう考えますか。

○出井氏 それは協定違反ということになります。協定違反をしたからといって、そのADRが無効になるかどうかというのはまた別の問題です。認証を取り消されるかどうかも別の問題です。

○福井主査 認証の問題としては、個々の弁護士の助言が受けられるような措置があれば適法なはずですが、ですから、ADR法上は何も問題はないという解釈は、私ども法務省に確認しております。

○出井氏 そういう場合は、単位行政書士会のADR機関の規則に、この範囲しかできないというふうに書かれるのだと思います。それを超えてやった場合には規則違反になります。

○福井主査 日弁連は協定を結ぶ前提というのは、日弁連が組織として協力を求められたときの協定でしょう。組織として協力を求められたわけではない。組織として協力を求めているのではない場合についてのADR行為を、日弁連なり単位会という組織が縛ることができるという法的根拠はあるんですか。

○渡部ADRセンター委員長 そうではなくて、先生の前提は、日弁連と日行連の契約の話ですか。それとも単位会と、単位行政書士会、地方の行政書士会の協定の話ですか。どちらですか。

○福井主査 後者です。

○渡部ADRセンター委員長 日弁連の話ではないですね。

○福井主査 単位会です。

○渡部ADRセンター委員長 単位会が協定を結ぶ際には、恐らく規則も全部見させていただいて、ちゃんとそれが実現できるかどうか、それを確認しながら認証申請すると思うんです。先生の言われているような話は現実的にはあり得ないです。

○福井主査 例えばこういう場合です。単位弁護士会の協力を仰ぐ分野はこの自転車事故等であると書いてあって、その他の分野については個別の弁護士の助言をこの6条5号の措置を設けていると書いてあって、認証申請をして、法務省がそれでいいと言ったらどうしますか。

○渡部ADRセンター委員長 単位会はそういう協定を結ばないと思います。

○福井主査 それは逆に言えば、その4分野以外をやらないと誓わない限り協力しないぞということですか。

○木村副会長 もともと行政書士会がこういう協定を申し込んできたときには、この4つの分野については行政書士にも何とか専門性があるから、これはやらせてくれという趣旨で申込みがあって、なぜ専門性があるのかというのをいろいろ論証されて、そういうことであれば協力しようとなったわけです。

日行連の方から、ほかに専門性があるからこれをやるんだという話は全く出ていません。

○福井主査 専門性があるかどうかを査定する権限は日弁連にあるんですか。

○木村副会長 ありません。

○渡部ADRセンター委員長 法6条1号に少なくとも、専門的知見について、法上の規制はあります。

○福井主査 専門的知見を活用して、和解の仲介を行う紛争の場合ですね。

○渡部ADRセンター委員長 それはありますし、日弁連のガイドラインの1項の中に同様の規定があります。

○鈴木参考人 行政書士会の希望も聞いたけれども、それ以上のことを行政書士会が言ったら、日弁連がノーと言って、協定自体ができず、行政書士会のADR自体がダメになってしまうから、そういうことになっただけのことではないですか。

○渡部ADRセンター委員長 そんなことはないです。

○福井主査 法律論として、競争政策にも関わりますが、あくまでもこのガイドラインは、趣旨としてもあるいは法律論としてもカルテルを定めるものではないでしょうから、単位会、あるいは会として日弁連が協力されるときには、こういう条件ですよという、その条件が民法90条に反していたり独禁法に反していたりしてはならないということは当然の前提のはずです。

ADR法上の要件は個人弁護士の助言で認証要件は足りると書いてあり、法務省はそれはそれで満たされていれば認証は粛々とやるというスタンスです。これはつい先日もお話を伺いました。

そういうときに、日弁連なり単位会が相手方の士業団体のADR法人を縛れるのは、要するに単位会なりに対する組織的協力を求めたときだけであると解釈するのが普通の法解釈だと思います。

逆に言えば、単位会としての組織的協力をする範囲外の業務について個別の弁護士と折衝したりすることを禁じれば、それは不当な取引制限、場合によったら協定自体の該当部分が民法90条で無効になるということになりませんか。

○渡部ADRセンター委員長 私は、この場で、福井先生と独禁法の解釈の議論をするつもりはありませんが、少なくともこのガイドラインはそういう趣旨ではありません。

○福井主査 だとすると、さっきの単位会同士の協定に戻りますが、単位会同士が、例

えばある行政書士会の単位会が、この4分野について日弁連のある単位会の協力を仰ぎたいと言ってきた。その単位会同士の相談で、4分野については組織的に協力しましょうということになった。その協定を結ぶことにして、その協定外のところで、4分野以外について行政書士会のある単位会、ADR法人は、ほかの分野については、個々の弁護士の協力を得て認証を得ますからと宣言したときに、だったら単位会としては協定など結んでやらないとおっしゃることは適法ですか。

○渡部ADRセンター委員長 適法だと思います。

○福井主査 条件に付けても構いませんか。

○渡部ADRセンター委員長 全く構わないと思います。

○福井主査 要するに単位会として行政書士会に対して不当な取引条件等を押し付けたことにはならないという解釈ですか。

○渡部ADRセンター委員長 全くならないと思います。

○福井主査 その点について私どもは別の見解があることを承知しておりますので、それについては別途検討させていただきます。

それから日弁連の協定があるからといって、単位会でどう対応するかどうかは、単位会の自治であるか、この点についてはいかがですか。そうでないということもあり得ますか。

○出井氏 基本的にそういう理解で結構だと思います。

○福井主査 日弁連が日弁連の単位会を直接拘束しているわけではないということですね。

○出井氏 ただし、単位会の判断に全面的に委ねるといっても、単位会が、うちは一切協力しない。他士業のADRに協力しないという立場を取った場合には、日弁連の大きな方針はADRの拡充活性化、それから他士業にも適正なADRを立ち上げていただくというのが大きな方針ですので、そういうことは言わずということは説得すると思います。

○渡部ADRセンター委員長 むしろ逆にADRを促進する方向で説得します。

○出井氏 全部会の自治だと言われると、そういう留保を付けないといけません。

○福井主査 わかりました。もう一つの関係は、単位会が個別弁護士に対して、例えば単位会同士の交渉が決裂したときに、単位会が弁護士に対して協力してはいけないということ許されないという点は間違いありません。

○渡部ADRセンター委員長 それは間違いありません。できません。

○福井主査 山下参考人、どうぞ。

○山下参考人 間が押し迫っておりますので、所感的なことを1、2お伺いします。お答えいただける範囲で、お答えいただければ幸いです。

司法制度改革の一つの大きな考え方の中で、事後チェック社会の実現のためのインフラということで、多様な分野にわたり法曹の方々に進出していただくという考えを進めてきたと思います。先ほどの議論の中で、様々な分野として企業関係や地方公共団体もありました。特に、司法試験と国家試験の在り方との関係を今後どうするかということに関して、日弁連の中で、ご議論やご提言をされたことがありますか。対外的に発表するところまで

はいいっていなかったとしても、特に、何か強調するお考えがあれば、お聞かせ下さい。

もう一つは、日本の法科大学院、英語に訳せばロースクールと言われるかもしれませんが、アメリカのようなロースクールではなくて、日本の文化、土壌をベースに、司法試験の合格者数 3,000 名を一つの目標にして、フランス並みのボリュームを備えた法曹を養成することをイメージして制度設計がされました。韓国も日本と共通の法的な基盤があるので、非常に注目し、来年、韓国は大きな法曹養成改革の動きをスタートをするということで、私も韓国に視察に行ったり、いろいろ交流させていただきました。韓国は、法科大学院を創設する大学は、例えば、国立のソウル大学などは、法学部を基本的には廃止する方向で検討されている、と聞いています。韓国の弁護士会と日本の弁護士会の間では、法科大学院教育の在り方、あるいは法学部との関係に関して、何か具体的な意見交換をされているのでしょうか？規制改革のヒヤリングの場でご紹介された方がよいと判断される事例があるのであれば、お聞かせいただければと思います。

時間の関係で、特にこの 2 点をお聞かせいただければと思います。

○谷事務次長 最初の司法試験と国家試験の関係とおっしゃったのは、何のことでしょうか。

○山下参考人 司法試験の科目と、今後の国家試験の選択科目をどうした方がいいとか、そういうことです。

○村山副会長 試験というのは国家公務員試験ですか。

○山下参考人 国家公務員の試験です。ご議論されていないのであれば結構ですが。

○谷事務次長 今の段階では特に議論しておりませんが、多様な分野にこれから法曹が進出していくという意味では、そこを検討していかなければならない課題であると考えております。

ただ、現段階で結果を得るような議論はまだしていません。

○出井氏 2 番目の韓国との意見交換ですけれども、大韓弁護士協会とは何回か意見交換をしております、昨年のテーマも、1 つは法曹養成問題。一昨年のテーマも、法曹養成問題であったと思います。韓国の実情等も聞いてそこは情報交換をしております。

ただ、大韓弁協と日弁連の間で、共同声明みたいなものまで作り上げるというところまでは至っておりません。

○山下参考人 そういう考えは今のところはないということですか。

○出井氏 今のところはありません。韓国は日本の状況を見て、いろんな評価をして、自分たちの制度をつくらうとしているようですから、その関係でいろいろ事情聴取を受けております。

○山下参考人 そうすると、法科大学院と法学部の在り方に関する議論では、韓国が法学部廃止ということはかなり明確にしていますね。韓国がそういう動きをするのであれば、日本では高等教育における学部教育と法曹養成教育機関としての法科大学院の在り方との関係については、どのようにお考えですか。私は、法科大学院のない大学の法学部と法科

大学院がある大学の法学部の各々の先生の何人かにお伺いしましたが、意識の違いを微妙に感じました。法科大学院のある大学、特に私立大学の法学部の先生方としては、法曹養成としての法科大学院があるので、法学部の特色を特に明確にする必要性を強調するという思いが非常に強いように感じました。法科大学院には、実務教員がおられるので、弁護士会の中で法曹養成教育に関する議論が深まっていくことも、個人としても期待しております。

○村山副会長 兼務している教員の問題もございまして、毎年5万人の法学部生が卒業して、今まではその法学部生が企業法務とか、地方自治体の法務を支えてきたというようなこともあり、なかなか法科大学院の卒業生をすぐに受け入れられない一方の問題もあったとして、その辺のところ、法学部と法科大学院の在り方をこれから先どういうふうにしていくかというのも、非常に大きな課題ではないかというふうに思っております。それも鋭意これから検討してまいりたいと思っております。

○山下参考人 わかりました。

○鈴木参考人 ガイドラインについて、頭文の中で、なお、ADR法に定められた弁護士の助言の基準と、弁護士会が協力する際の条件としての基準は当然違ってよいとおっしゃっておられて、これは大変元気のいい言葉だとは思いますが、法務省は何と言っておられるのか。

それから、当然違ってよいの根拠は何でありますか。

○渡部ADRセンター委員長 法務省の方に聞いていただきたいと思いますが、悪いとは言っていないと思います。

それから、違ってよい根拠というのは、先ほどからの福井先生のお話のように、法6条5号が、弁護士会を通さなくても、1人の弁護士の助言措置があれば、ADRの認証を受けられるという趣旨だからです。

○鈴木参考人 複数の基準があってもよろしいということですか。

○渡部ADRセンター委員長 弁護士会の推薦を受けた弁護士であるということは、弁護士会の後援を受けているという形、あるいは弁護士会が協力しているという形になります。東京都土地家屋調査士会ホームページなどを見ていただくとわかりますが、単位弁護士会の協力を受けているとか、必ず宣伝をされる関係にあります。

だから、法律上のものよりもちゃんとしたADR団体であってほしいというのが我々の考え方です。それは法上のものと別の基準であっても構わないということです。弁護士会が所属弁護士を推薦する場合は、弁護士会が協力しているということが前提ですから、言わば弁護士会の当該ADR機関に対するマル適マークのようなものだと私は思います。あるいは弁護士会版ISOのようなものだと思います。

○鈴木参考人 法律上はどのような解釈をしたらいいんですか。ADR法の基準というのは、その法の適用を受ける弁護士会が違うものをつくってもよろしいというのを認める法上の解釈はどうですか。

○渡部ADRセンター委員長 法6条各号に弁護士会という文言は掲げられていませんし、法6条5号には個別の弁護士の助言さえ受ければ認証を受けられると書いてあるわけです。

○出井氏 少なくともこの日弁連のガイドラインに沿った協力で、認証が受けられないようであれば、それは困った事態ですけれども、このガイドラインに沿っていただければ、ほかの要件が整えば、認証を受けられると考えておりますので、そこは問題ないと思っております。若干上乘せの部分、あるいは横出しの部分はあるかもしれませんが、会が協力してやる以上は、そういう違いがあっても当然であるという趣旨です。

○福井主査 上乘せ・横出しというのは、勿論、日弁連のブランドを使うんだから一定の品質確保ということはあるかもしれませんが、それが先ほどの論点のように業務範囲を拘束してよいものか。強制加入の社会正義を標榜する団体に許されるか。こういう議論があることを御承知置きいただきたいと思えます。

○渡部ADRセンター委員長 もともと法6条1号の専門性の規制の問題もあります。

○鈴木参考人 次のページのcのところ「**手続実施者の一員となりまたは助言する弁護士は、弁護士会の推薦した弁護士に限ること**」というんですが、この推薦の方法というのは一体何を、どういうやり方を考えておられるんですか。

○渡部ADRセンター委員長 単位弁護士会には、**弁護士推薦委員会**というのがありますので、会内手続を取って、弁護士会として推薦するという形です。

○鈴木参考人 個別の案件ごとですか。

○渡部ADRセンター委員長 団体に推薦する場合、各種外部委員などに推薦する場合、役所に派遣する場合も同じですけれども、**弁護士会として推薦する場合には、会内手続を取って、会として推薦**します。

○鈴木参考人 個別の人が個別に受ける問題については何も関係もないということを言いたいわけですね。

○渡部ADRセンター委員長 できません。自由です。

○福井主査 それではどうも長時間ありがとうございました。

(以上)